

徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金 Q & A

1. 補助対象事業について

番号	問	答
1-1	現在、地域の飲食店の活性化・販路拡大のため、屋台等での出店を募集し、地域住民に来院していただくグルメイベントを新たに計画しております。こういった事業は対象事業となるのでしょうか。	事業の詳細が分からないため、明確には回答できかねますが、ご質問いただきました内容であれば、対象になりうると存じます。なお、最終の採択は、選定委員会による審査を経て決定します。
1-2	18歳以上の大学生のみで構成される学生団体ですが、連携団体としてではなく、自らが「事業実施主体」として単独で申請することは可能ですか。	構成員（18歳以上）が3名以上であること、事務処理担当者を置いていることなどの要件を満たしていれば、学生団体ご自身が「事業実施主体」として単独で申請いただくことが可能です。ただし、申請団体が同時に本事業における「連携団体」を兼ねることは不可のため、この場合は「連携団体と協働しない場合」の扱いとなり、補助額の上限は20万円となります。
1-3	企業が申請主体となり、地元の高校生と連携して活動を行う場合、「連携団体との協働（上限50万円）」の対象になりますか。	「連携団体」には高校生等で構成する団体も含まれるため、上限50万円の区分でご申請いただけます。なお、申請様式（様式第3号）の「学生団体の場合（責任者名）」の欄については、18歳以上の学生（大学生等）であれば学生自身が代表者となれますが、18歳未満の学生で構成される団体（高校生など）の場合は、担当教員の方やPTAの方など、大人の方を代表者（責任者）として記載してください。

2. 補助対象経費について

2-1	「6. 補助対象経費」の表中、「旅費」内の、「連携団体構成員の交通費及び宿泊費は、補助対象経費の1/2を上限とする。」や、「委託料」の、「補助対象経費の1/2以内とする。」は、補助率が2分の1なので、実質4分の1しか認めないという意味ですか？	<p>「連携団体構成員の旅費」や「委託料」については、「補助対象経費の合計」の1/2まで計上が可能です。</p> <p>例えば、補助対象経費の合計が100万円の場合は、この1/2の「50万円（＝100万円÷2）」まで計上が可能です。</p> <p>【例1】補助対象経費の合計「100万円」の場合 （内訳：需用費70万円、委託料30万円）</p> <p>→ この場合、100万円の1/2は「50万円」であるため、上限額は「50万円」となり、当該内訳であれば、計上が可能</p> <p>【例2】補助対象経費の合計「100万円」の場合 （内訳：需用費40万円、委託料60万円）</p> <p>→ この場合も、上限額は「50万円」となります。</p> <p>→ 今回の経費内訳では、「委託料」が上限額を超えていますので、60万円全額の計上は出来ません。</p> <p>→ また、委託料を「50万円（10万円マイナス）」としても補助対象経費の合計が「90万円」となり、委託料が合計額90万円の1/2である「45万円」を超えていることから、同じく全額の計上は出来ません。</p> <p>→ よって、この内訳の場合においては、委託料60万円のうち、20万円を補助対象外経費とするのであれば、補助対象経費の合計が「80万円」となり、委託料が合計額80万円の1/2である40万円以内となることから、計上が可能となります。</p>
2-2	食材費を対象経費の消耗品費と扱うこととしてよいでしょうか。	目的が単なる食事の提供ではなく、その他にあるのであれば、消耗品として対象経費に計上して問題ありません。 例：食材を使った料理教室等、食育を目的としたもの
2-3	新規ブランド商品のパッケージ制作（外注）は当補助金に充てられるか、その場合は委託料に該当するか	デザイン込みの制作であれば「委託料」に該当し、本補助金の対象となります。なお、すでにデザインが決まっているものの単なる印刷であっても、「需用費（印刷製本費）」として同様に補助の対象となります。※ただし、「委託料」として計上する場合、その額は補助対象経費全体の2分の1以内とする必要がある点にご留意ください。
2-4	需用費/消耗品費で米袋（独自デザイン）の購入はできるか	既製品の購入であれば、需用費の消耗品費として購入は可能です。
2-5	マーケティング費用（外注）は当補助金に充てられるか、その場合は報償費に該当するか	外注する内容にもよりますが、複数の業務（例：戦略の考案と実行）を一括で発注する場合は委託料となり、個人に対して、マーケティングに関する助言をいただき、その謝礼を払う場合であれば報償費となるかと存じます。なお、どちらの場合も当該補助金の対象とできます。
2-6	役務費の広告料は当補助金において例えばどのような用途があるのか	例えば、当該補助事業で実施するイベントの周知のための新聞広告やネット広告等が考えられます。

2-7	地域の特産品を活用した新商品開発のテストや試作にかかる食材費・パッケージ代は、補助対象経費として計上可能ですか	地域の特産品を活用した新たな商品開発に向けた試作等にかかる食材費やパッケージ代については、補助対象経費（消耗品費等）として計上が可能です。なお、その商品をイベント等で販売する際の販売用食材費は「食糧費」に該当するため、対象外経費となります。
2-8	少額の作業道具等を購入する場合、「消耗品費（補助対象）」と「備品（対象外）」の区別はどのように判断すればよいでしょうか。	原則として、以下のいずれかに該当する物品は「備品」とみなし、本補助金の対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・物品の性質又は形状を変えずに比較的長期間の使用に耐え、又は保存することができるものであって、1品の価格が10万円以上のもの。 ・1品の価格が10万円未満の次に掲げる物品 <ul style="list-style-type: none"> ①閲覧用図書 ②標本品又は陳列品 ③パーソナルコンピュータ ④ファクシミリ複合機 ⑤公印 ⑥机類、戸棚類及び耐火金庫 ⑦国庫補助金等で取得した物品で他の法令、規則、要綱等の規定により備品類として取り扱うべきものとされているもの ただし、上記に該当しない物品であっても、申請団体の会計処理（確定申告等）において「資産」として計上・形成される場合には、本補助金においてもルールの「備品」に該当するため、補助対象外となります。 一方で、当該事業に不可欠な作業用具であり、会計上も資産計上を行わず「消耗品」として一括処理されるものであれば、本補助金においても「需用費（消耗品費等）」として計上することが可能です。
2-9	募集要項に「補助対象経費の1/2以内とする」と記載されている「委託料」と「旅費（連携団体構成員）」について、例えば補助対象経費の合計が100万円の場合、内訳を「需用費40万円、委託料30万円、旅費30万円」とした場合、委託料と旅費の合計額（60万円）が全体の1/2（50万円）を超えてしまいます。このように合算額が1/2を超えていても、各費目が単独で1/2以内に収まっていれば問題ないでしょうか。	「補助対象経費の1/2以内」という上限規定は、制限が設けられている各費目に対して個別に適用されます。制限のある複数の費目を合算して、全体の1/2以内に収めなければならないという規定ではございません。 よって、ご提示いただいた例（補助対象経費の合計100万円／内訳：需用費40万円、委託料30万円、旅費30万円）につきましても、「委託料（30万円）」と「旅費（30万円）」のいずれも各々の上限額である50万円（合計額の1/2）の範囲内に収まっていますので、そのまま対象経費として計上可能です。
3. 応募書類について		
3-1	「（7）その他知事が必要と認める書類」について、具体的に教えてください。	「（7）その他知事が必要と認める書類」は、状況により必要となった場合に、県側から指定させていただきますので、現時点では不要です。なお、応募していただいた書類を拝見した結果、必要と判断した場合には、別途締切を設けた上で、提出をお願いする場合があります。
3-2	様式第4号（収支予算書）の【収入】の「その他」欄には、具体的にどのような費用を記載すべきですか。	具体的には、他団体等からの助成金、寄附金、負担金、イベントの入場料収入等が該当します。
4. 収支予算・収入の取り扱いについて		
4-1	連携団体等からの資金提供は、収入においてどのように扱うべきですか。	提供資金が「本補助事業の実施に対する協賛金や負担金」の場合は「その他」欄に記載してください。用途を限定せず「申請団体そのものへの寄附金」として受け取った資金の中から本事業へ支出する場合は、申請団体の持ち出しとなるため「自己資金」欄に記載してください。なお、「その他」欄に記載される収入（自己資金以外の財源）は経費の総額から控除して計算するため、提供資金等を差し引いた後の金額が補助の対象経費となります。 ※対象外経費がある場合は、「その他」の収入を先に対象外経費へ充当し、上回った分を補助対象経費の総額から控除します。
4-2	本補助金を活用した事業（イベントや商品開発など）により得た収入は、どのように扱うべきですか。	イベントの入場料収入や参加費収入などは、「その他」欄に記載し、補助対象経費の総額から控除して計算する必要があります。 新商品の販売による収入については、「どこまでの活動を補助対象事業として申請するか」によって扱いが異なります。 <u>「新商品の開発」のみを申請事業とする場合</u> 商品の試作・開発までを事業範囲とし、その後の販売活動（イベント出店等）の経費を補助対象に含めない場合は、開発された商品の売上を控除する必要はありません。 <u>「新商品の開発から販売まで」を一連の事業として申請する場合</u> 例えば、販売イベント当日の会場設営費や運営費などを補助対象経費に含めて申請する場合は、そのイベントでの売上についても「その他」収入として扱い、経費総額から控除する必要があります。 ※事業の組み立て方によって収入の扱いが変わるため、判断に迷う場合は事前にご相談ください。